



# 鳥取県公報

平成12年10月17日(火)  
第7224号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	土地改良区の役員の就退任（2件）（耕地課）.....	1
	土地改良事業の協議の適否の決定（"）.....	3
	保安林の指定の解除予定（森林保全課）.....	3
	基本測量の実施（管理課）.....	3
正 誤	平成12年10月3日付鳥取県公報第7220号中訂正 .....	4

## 告 示

### 鳥取県告示第578号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり西郷中央土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成12年10月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 退任した役員の氏名及び住所

- |     |           |                   |
|-----|-----------|-------------------|
| 理 事 | 壹 岐 一 二   | 八頭郡河原町大字中井235     |
| "   | 田 中 稔     | 八頭郡河原町大字小畑85      |
| "   | 坂 本 孝 行   | 八頭郡河原町大字牛戸86      |
| "   | 倉 信 洋 二   | 八頭郡河原町大字天神原416    |
| "   | 谷 口 稔     | 八頭郡河原町大字天神原580    |
| "   | 田 中 劭     | 八頭郡河原町大字中井103 - 4 |
| "   | 田 中 久 美 雄 | 八頭郡河原町大字中井291     |
| "   | 中 家 健 二   | 八頭郡河原町大字中井250 - 1 |
| "   | 田 淵 稔     | 八頭郡河原町大字本鹿117     |
| "   | 田 淵 愿     | 八頭郡河原町大字本鹿15      |
| "   | 右 近 清 美   | 八頭郡河原町大字本鹿287     |
| "   | 坂 本 薫     | 八頭郡河原町大字牛戸144     |
| "   | 谷 長 順 太 郎 | 八頭郡河原町大字湯谷89      |
| "   | 露 木 稔     | 八頭郡河原町大字湯谷154     |
| "   | 谷 口 愛 一 郎 | 八頭郡河原町大字小畑159     |
| 監 事 | 田 淵 照 国   | 八頭郡河原町大字本鹿58      |
| "   | 谷 口 孝 男   | 八頭郡河原町大字牛戸151     |

〃 谷 口 秀 八頭郡河原町大字小畑163  
平成12年3月17日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 田 淵 稔 八頭郡河原町大字本鹿117  
〃 田 中 稔 八頭郡河原町大字小畑85  
〃 坂 本 孝 行 八頭郡河原町大字牛戸86  
〃 倉 信 洋 二 八頭郡河原町大字天神原416  
〃 田 中 劭 八頭郡河原町大字中井103 - 4  
〃 中 家 健 二 八頭郡河原町大字中井250 - 1  
〃 右 近 清 美 八頭郡河原町大字本鹿287  
〃 田 中 積 八頭郡河原町大字湯谷157  
監 事 谷 口 秀 八頭郡河原町大字小畑163  
〃 田 淵 愿 八頭郡河原町大字本鹿15  
平成12年3月18日就任 任期3年

鳥取県告示第579号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり飯盛山土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成12年10月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 西 尾 文 雄 八頭郡佐治村大字津無66  
〃 西 尾 明 敏 八頭郡佐治村大字加瀬木1340  
〃 西 尾 隆 之 八頭郡佐治村大字津無479  
〃 下 石 讓 八頭郡佐治村大字畑238  
〃 前 田 寛 文 八頭郡佐治村大字津無108  
〃 西 尾 洋一郎 八頭郡佐治村大字津無454  
〃 奥 田 博 美 八頭郡佐治村大字津無360  
監 事 山 下 篤 八頭郡佐治村大字津無253  
〃 小 谷 俊一朗 八頭郡佐治村大字加瀬木389  
〃 谷 上 正 樹 八頭郡佐治村大字余戸399  
平成12年2月28日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 西 尾 明 敏 八頭郡佐治村大字加瀬木1340  
〃 奥 田 博 美 八頭郡佐治村大字津無360  
〃 下 石 讓 八頭郡佐治村大字畑238  
〃 西 尾 洋一郎 八頭郡佐治村大字津無454  
〃 西 尾 隆 之 八頭郡佐治村大字津無479  
〃 小 谷 俊一朗 八頭郡佐治村大字加瀬木389  
〃 西 尾 光 之 八頭郡佐治村大字津無594 - 3

監 事 谷 上 正 樹 八頭郡佐治村大字余戸399  
" 前 田 寛 文 八頭郡佐治村大字津無108  
" 中 谷 庄 治 八頭郡佐治村大字高山61  
平成12年3月29日就任 任期3年

**鳥取県告示第580号**

日南町が行う土地改良事業（柵田地域等緊急保全対策事業上萩山地区農道整備）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年10月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成12年10月18日から20日間
- 3 縦覧に供する場所  
日南町役場
- 4 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第581号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年10月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡三朝町大字片柴字奈良木193の9
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**鳥取県告示第582号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成12年10月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 基本測量（一等磁気測量）
- 2 作業期間 平成12年10月13日から同年12月31日まで
- 3 作業地域 八頭郡郡家町

---

正 誤

---

平成12年10月3日付鳥取県公報第7220号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 7

行 21

誤 鳥取市若葉台南七丁目1-1 鳥取県産業技術センター

正 (1)のアの物品

米子市夜見町3001-6 鳥取県産業技術センター応用技術部生産技術科

(1)のイの物品

鳥取市若葉台南七丁目1-1 鳥取県産業技術センター技術開発部応用電子科